

# 被ばく労働関係省庁交渉議事録

日時 2013年6月20日

場所 衆議院第1議員会館第6会議室

## 主催団体

原子力資料情報室

ヒバク反対キャンペーン

原水爆禁止日本国民会議

アジア太平洋資料センター (PARC)

福島原発事故緊急会議被曝労働問題プロジェクト

全国労働安全衛生センター連絡会議

## 参加省庁・担当者

原子力規制庁

放射線対策課 北村

田口

文部科学省

研究開発局原子力損害賠償対策室 瀬戸

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力発電所事故収束対応室 今村

厚生労働省

大臣官房地方課 三浦

地方課労働紛争処理業務室 秋山

職業安定局派遣有期労働対策部受給調整対策課 宮寺

労働基準局労災補償部補償課 井上

安全衛生部労働衛生課 小川

射線室 宇野

安井

電離放射線労働者健康対策室 斎藤

安全課 武部

監督課 遠藤

飯田：項目の6と8の①から始めたいと思います。それでは答弁から先をお願いします。

北村：原子力規制庁放射線対策課の北村です。放射線審議会の担当をしています。6についてお答えします。①ですが、当時は放射線審議会は文部省の所管でした。会長をされていた丹羽先生が発案された形で作られたと聞いています。電子メールで他の委員の先生方に確認を取られたと伺っています。②は法制度の関係ですけど、放射線審議会についてはこういった各省庁が所管してそれぞれ作られる技術的基準の斉一化を図る事が任務になっています。そういった観点で事故時の緊急作業に関する法制度ですが、こちらについては各所管の省庁が定めています。そういった関係で、それぞれの省庁にお問い合わせ頂ければと思います。

田口：原子力規制庁で技術基準を担当している田口です。③ですが、我々の審査の中で一人ひとりの被ばくが何ミリシーベルトになりそうだとか、そこまでは審査で確認をしない事になっています。国の基準として、緊急時でも100ミリシーベルトを超えない事というのがありますので、電力会社はシビアアクシデント対策を立てる時にこれを守れるという前提で、では何人でどういう作業をすれば良いかというのは彼らに考える義務がありますし、彼らがそれをやって頂くと。我々の審査の中でどの程度まで見るかと言いますと、例えば緊急時に電源車を運んできますとか弁を開けるとかの作業があつて、緊急対策書に詰めている3人の人が移動して20分掛けて歩いて弁を開けます、みたいなのをチェックをしますけれども、それが何分かかって、本当に弁を開けられるのかとかという審査に留まっております、ではその時の一人ひとりの被ばく量は何ミリなのかというのは事前の審査の段階で確認はしません。それは当然やるべき事として電力会社に考えてもらうという立場を取っていますので、一つひとつの作業についてそこまでやるつもりはないです。他方で、もちろん審査の中で明らかにそんな作業をしたら被ばくするに決まってるじゃないですかというものが気が付けば、それは指摘はしますが、我々の審査基準はあくまで決められた時間に必要な操作ができて、炉心損傷を防げるかとかを見ますので、そういう作業をするにあたっての一人ひとりの被ばく量を抑えるのは大前提なんですけど、それを審査の中で一つひとつチェックはしないだろうと。まだ始まっていませんが、通常やっておりませんし、おそらくやらない事になると思います。

北村：続きまして④です。緊急時の作業従事者の方々の被ばく管理というのは基本的には各省庁がそれぞれの所管に基づいた法制度を作っていて、それによって規制していると認識しています。それぞれの省庁の側でどうまとめていくのかご確認頂ければと思います。

北村：8の①ですが、原子炉等規制法を改正して、という前提でのご質問としてお答えします。原子炉等規制法では基本的に電力会社に対して作業をさせる時に、作業員の被ばくが100ミリ以下になるように電力会社としてもチェックをしてくださいと、守るようにしてくださいと求めています。手帳とかそういった事まで原子炉等規制法で管理をする事は今のところ考えていません。

飯田：ではご意見・ご質問をお願いします。

鈴木：神奈川県労働安全衛生センターの鈴木です。6の③のところで確認ですが、一点目は、100ミリを超えさせないような基準の想定の中でやってもらうというお答えだったと思いますが、それは期間を定めず、あるいはここで書かれている労働者を含めた重大事故対策要因すべて100ミリを超えさせないような形でさせるのかを確認したいんです。二点目が、審査の中では一人ひとりの被ばくに関しては考えないという回答だと思いますが、少なくとも今回の事故を踏まえて実際にどういう作業の中でどれだけの被ばくがあって、どれだけの人員が必要なのかという事をきちんと今のうちから重大事故を想定する上で詰めておかないと、また事故が起きた時にその場しのぎで一今回は急に被ばく上限が上げられたのでその都度々々にならざるを得ませんので、今のうちからきちんと審査の段階から作業内容とそこで想定される被ばく量とそれにどのくらいの人員が必要か、人員をどうやって確保するのも含めてきちんと担保させて審査に当たらないといけないと思いますので、そのような運用をお願いします。

田口：100ミリ、250もそうですが、手元に文書を持ってきていませんけど、基本的には年100ミリという制約の中で作業をしてもらうと。それは大前提としてあります。ではどの人が今どのくらい浴びているとか、そういうデータも我々は持っていませんので、そこはそもそも大前提として100ミリという制限を守って頂く前提で電力会社にやって頂くと。実際に我々が審査の中で一人ひとりの被ばくがどの程度になるかを事前にチェックするのはなかなか難しいと思っています。他方で、現在、電力会社がやりますと言っているシビアアクシデント対策が、被ばくしそうなものかと言うと、全然そんな事は無くて、基本的には燃料損傷を防止する対策。防止できれば被ばくはしませんし、色々な操作ありますけれども、被ばくを最小限に抑えた状態で行えるような作業ばかりを電力会社は選んできていますので、この作業は100ミリ超えるとか超えないとかでは無いだろうと思っています。しかし、審査の中で個人個人の被ばく総量が100とか100を超えないかまで我々の方で事前に確認するのは難しいと思っています。

参加者：従来も重大事故は起こらないという前提で行政は進んできて、福島で実際に甚大な被害が発生してますよね。昨日決まった規制基準もあるものだと思っていますが、実際

上、基準というのは重大事故を起こさないと言いつつ、しかし起こった時にどうするかという事をちゃんと定めておかないと半分の面が欠けている事になります。福島原発事故は起こさないって点では想定外の事がいくらでも起こってしまうという事を教訓として残したわけですが、もう 1 つ事故の収束及び廃炉作業の中でいま言われた 100 ミリっていう値を上限として守ろうとするならば大変な数の労働者が実際には必要で、かつ 100 ミリのラインを守るためには大変な防護措置が取られてもまだ不十分だという事が明らかになっているわけですね。事故を起こさない基準を作ればいいんだという事ではなく、起こった時にどのようにちゃんと管理状態に置くのかを明確にしないといけないと思いますがどうですか。

田口：まさに起こった時の対策を基準で求めています、想定を超える電源の喪失とか、炉心損傷が起きたとき、それでも格納容器の閉じ込め機能を維持せよと。万一、閉じ込め機能が維持できなかったときは外から放水をして少しでも外部への放出を減らそうと、起こった時の対策を要求しています。ただしこれは今の論点とは関係ないと思いますが、では福島みたいに水素爆発が起きて周りに瓦礫が散乱したような時に 100 ミリ超えないという審査を事前にできるかという、基本的にはできないと思っています、もし何か予想外の事が起きて、ある領域の放射性レベルが高いとなればそこにアクセスする時に線量計を持って行って 100 ミリを超えるような被ばくがあり得るか、あり得ないかをチェックしながらそういう作業をするという事ですから、起こった後の対策と言っても、福島みたいな事が起きた時の線量を事前に審査で管理するのは難しいと思っています。

参加者：結局のところ、事故が起こる起こらないに関しては、おそらく確率的にしか考えてないですね。継続的な改善を図るなんていう話がありますが、それはこれだけの規制をおこなったとしても起こるであろうと。何か問題が起こるだろうという事を想定して継続的改善っていうわけでしょう？起こらない事を新基準が担保していることはちゃんと確認する必要があると思うんです。

田口：それはそのとおりです。常にリスクが残るという立場です。

参加者：とすると、現に福島の実例があるわけですから、水素爆発は起こるであろう等々の事を想定しないとイケない。その時、100 ミリを守るために色々とチェックをしてというのではなくて、もう少し全体的なプランがないと実効性がないという事になりませんか。

田口：おっしゃって意味がよく分からないんですが、高線量被ばくを想定した防護スーツとかマスクとかの配備は電力会社はやっています。ただ、そういうものを使って現実に予想外の事が起きたとして、その時に何ミリになるかという審査を事前に我々が事故が起こら

ない前提で評価するのは難しいと申し上げています。100 ミリっていうのを守る前提でその時にできる作業をやって頂くという事になるだろうと思っています。

飯田：ところがそれができないという状況もある意味では想定されるわけですよね。今回の福島原発事故においては急遽、緊急作業時の線量の基準をあげたというのは放射線審議会の諮問・答申を経て形としてはやっているわけですから、あれは本当の意味で想定できなかった状況だと思うんです。それを経験してしまったのであれば、あらかじめどのくらいの線量に行くかというのはその状況になってみないとわからないっていうのはわかりますけど、規制委員会・規制庁がそれに対してどのような基準を作って電力会社に対してどういう体制で、どういう形で事故への対応をやるべきかと。福島第一原発の時は、例えば自衛隊が出て、消防庁も動員されて、民間でも放水車とか動員されましたよね。ただそれはあらかじめ決まったものではなくて、最悪の自体をどう避けるかという中である意味ではどういう影響を及ぼすかというのもきちっとした形で検討されないままに動員されているっていう経緯もあったわけですよ。例えば2011年の放射線審議会においてもICRPの2007年の年のやつをどう検討するかという中で、そういった事も検討されていたという経緯がありますよね。それがどういう形になるかわかりませんが、放射線審議会も規制委員会で引き継ぐという形になっているわけですから、そこは十分に検討されてある一定のガイドラインなどを作らないとまた同じような状況が起きた時に、また被ばく線量の上限が土壇場でどさくさに紛れて引き上げられるとかになりかねない。放射線規制の信頼っていうのは非常に揺らぐんじゃないでしょうか。ここら辺についてどう規制委員会で検討がおこなわれているか教えてください。

北村：事故前の段階で放射線審議会の基本部会というところで第二次の中間報告まで取りまとめがされておってその中で、いわゆる事故時の後で被ばくの管理をするにあたってどういう考え方を取るべきなのかという提言をいくつか書かせて頂きました。基本的には第二次中間報告の内容をそれぞれの被ばく管理のための各法令をもってどのような形で活かして頂くのかというのをそれぞれの所管省庁の方でご検討頂くというフェーズに入っていると思っています。

飯田：この間、9回くらいに渡ってこういう場で省庁の皆さんと意見交換をさせてもらっているんですが、この問題についてはうちで今こういう事で検討していますって回答してもらえるところがどこもないですよ。

川本：本当にフェーズに入ってるんですか？各省庁が。中間報告はそれで途中ですと前に回答された人が言ってました。あれは中間報告ですと。そのあとに厚労省が志願とか教育とか訓練とかって事になると、まず、志願という条件を入れられた瞬間に労働安全衛生法

ないしは労働基準法の法体系からは外れますと。うちは関係ありませんという風に言ってますよね、審議会は。だから厚労省はストップしてますよ。各省庁から来てそれを斉一化を図るっていうのは一般論としてはわかるんですが、この話について言えば、全省庁がうちは関係ありませんと言って逃げているだけなんです。審議会そのものが、各省庁がまるですべて対応できていない、厚労省にこれは無理ですとはっきり言っている事に対して、審議会そのものが主体的に何らかの動きができないのかと要求しているんです。そしたら、うちは関係ないとか、自分らが審査するのはここまでですっていみじくもおっしゃっているじゃないですか。100 ミリシーベルトを超えない事を前提にして、それ以上細かい事はやりませんと言ってるわけでしょう。だから会長声明をわざわざ出さなければいけなかったんでしょう？そういう事が起きないように、どうやって事前に法整備をするか、しなければいけないんじゃないかというのを要求してるんじゃないですか。それに対して各省庁にやってもらいますじゃいけないでしょう。何もやってないんだから。

北村：法律で決まって、放射線審議会の任務というのが各省庁からの諮問に応じてあくまでも放射線障害の防止のための技術的基準一被ばくをどれくらい抑えないといけないとか、規制をかける対象としてどれくらいの量の放射性物質を管理するのとか—について斉一化を図るための議論をさせて頂いて、その妥当性を答申するという任務になっています。意見具申というのも放射線審議会の法律の中に一言書いてある部分がありますが、それは諮問された事項に関して諮問をするという定め方になっているという事もありまして、現時点においてはそれ以上のご回答ができません。

川本：それじゃあ ICRP の取り入れについてはどこから諮問を受けたんですか？国内法制度に取り入れなければいけないってどこかの省庁が考えたんですか？

北村：ICRP の基準に関する基本部会における検討につきましてはたしかに諮問を受けてという形ではありません。

川本：各省庁が ICRP の細かい事についてはこちらも色々な評価がありますよ。あんなものはけしからんという人もいますし、もっとしっかり適用すべきという人もいて別れます。だからこそ放射線審議会ですべて専門的な人たちが集まって検討してるんじゃないんですか。各省庁にはそういう知識もなければ発想もないわけでしょう。これうちは関係ありませんねでおしまいですよ。志願とか言われたら労働安全衛生法も労基法もありませんからね。業務命令には従わないといけないんだから。だから東電が撤退しようとしたのはある意味で当然なんです。審査も受けてませんでした、想定外の事が起きました、もう怖いので逃げますと。そういう義務が社長にはありますから。労働者の健康を守る。それでいいんですか？それじゃあまずいでしょって事で ICRP が色々と考えてるわけですよ、内容はともか

くとして。だから、国内制度に取り入れる時にどういう障害があるのかと。必要ないなら  
ないで、それを議論しないでどこでやるんですか。

北村：放射線審議会の基本部会での議論というのを今後もきっちり継続させて頂かなければ  
いけないっていうのはおっしゃるとおりです。一方で、今回の問われている事項の中に  
あった具体的な被ばくの管理の面までどのような形であるのかという法制面のところまで  
こちらからきちっとしたお答えをしづらいというところではあります。

飯田：じゃあどこがやるわけですか？あの原発事故があったからこそ従来の審議会が再編  
されて規制庁ができて審議会があるわけでしょう？規制指針が一応、了解されたという形  
になっているわけじゃないですか。ここは被ばく労働に関しての意見交換の場なんですよ。  
一般的な安全指針とか規制指針の事を言っているのではなくて、あの事故を検証して総括  
して土壇場で破局的な事態に備えて、じゃあそこで事故収束作業に従事する労働者の被ば  
く線量をどういう風に対策を取っていくのかとか、誰がやるのかとか、そういったリアル  
な問題が問われている以上、その事について議論をしないとあの事故を教訓化した事  
にならないんじゃないですか。

北村：そういう問題意識は原子力規制庁として今後の対応という事できちっと考えていか  
ないといけないのかなという問題意識は非常によくわかるんですけど、私の方から責任を  
持ってお答えできる状況ではありませんので、そこについてはご勘弁頂ければと思います。

飯田：では委員の先生方に今日の我々の提起を伝えて頂けますか？

北村：本日の内容につきましてはきちっとご報告をさせて頂きたいと思っております。

斎藤：8の①ですが、放射線の一元管理について、6月13日の参議院の環境委員会でも公  
明党の加藤修一委員が政府に強く要求されていたと思うんです。ですから当然、それに対  
する検討とか、どうされるのかお答えください。参議院の環境委員会でも要求されている  
事ですが、いかがですか？

田口：一元管理の目的が労働者の被ばく量を一元的に管理すると。労働者の健康を守ると  
いう観点だと思いますので、私の感想としてはこれは厚労省が。現時点でも事業者に報告  
をさせておりますし、そこがやるのがふさわしいんじゃないかと思っております。

参加者：先ほど労働者の数が何人だとか、どういう設備や備品を整備するのかっていう事  
はちょっと違うかもしれないってお答えがありましたけども、事故が起こった際にそれを

収束させるまでのプロセスに関して、人数であるとか、どういう装置・装備を備えないといけないとかっていう事に関しては、これは決められますよね？

田口：そういった事は要求をしております。

参加者：投入すべき人数は何人を確保しておかなければいけないとかそういう事まで含めて決めてますか？

田口：解説します。私が申し上げているのは、規制でカバーをかけている範囲で、これは炉心が溶けそうになった時に溶けないようにする対策。それから万一、炉心損傷が起きた時に格納容器が壊れないように圧力を下げる対策。水素爆発が起きないように水素濃度を下げる装置を建屋の中に置いておくとかを要求していて、そういったものが全部機能しなくて福島みたいに大変な事が起きた時の対策を求めているんですか？というご質問だとすると、そちらについてはあらかじめどういう作業が必要とかどういう被ばくになるとかは予測できませんので、高線量でも作業できる防護の服とかヘルメット用意しろとかはありますが、その為は何人とかそれはどういう条件なのかっていうのを事前に見積もって、そこに規制をしているものではありません。

参加者：例えば地震の何ガルなんてのも想定でしょう？いま私たちは福島原発事故の経験っていう物質的な資料を持っているわけですから、例えば水素爆発を想定するならば、起こってしまったならばどれだけの人数がどれだけの装備を持って対処しないと結果として100ミリシーベルトは守れないとか、そういう事は言えるはずであってそういう意味で事故対処のためのハードウェアと人数をそれを明確に規制としてかけないといけないんじゃないですか。

田口：水素爆発という問題について言えば、我々が要求するのは水素爆発が起きないような対策を求めています。もう1回建屋が爆発したときにその時にどういう状況になってどういう被ばく防止対策が必要かというまでの議論はしておりません。もちろん一般的な事として高線量で作業できる服を用意しておいてください、マスクを備えておいてくださいとかっていうのは議論できますが、その時にどういう作業や被ばくが必要でとかは今の規制では求めていないし、なかなかそこまで事前に議論するのは難しいのではないかと。

参加者：それを議論してくださいってお願いしているんですよ。

飯田：いまこちらから申し上げている事についてはご理解頂いていると思うんです。先ほど北村さんの方からも委員の方に伝えて頂く事になっていきますし、見積もりですとかにつ

いても必要性があると認識はして頂いていると思うので、今日は時間的に 30 分過ぎてしまいましたが、今後も規制庁・規制委員会の皆さんとはこの問題について話をどんどん詰めていきたいと思っているんですよ。次回またこの場を持たせてもらいますが、今日の我々の問題提起を踏まえて委員の方に諮って頂いて、何らかの方向性のようなものを回答して頂きたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

田口：こういったご要望を全部委員にあげるとするのは通常やっておりますので、上司に報告するくらいにさせて頂きたいと思ひます。色んなものを全部、委員に逐一報告をしてっていうの通常やっておりません。これは業務が膨大になりますし。パブリックコメントなんかを頂いた時には意見と回答という形でそれは委員にも、

川本：それは内部の話だからいいよ。委員のところ直接行くよ、そんな事を言うんだったら。

飯田：一応、委員に伝えて頂くという事になってるから、北村さんはね。じゃあそれはまた。

川本：上司に、委員に伝えろと皆が言っていたと伝えてください。それならいいでしょう？上司に、我々が委員に伝えてくれと言ったと。だけど私は直接はできない。あなたに伝えましたよって言ってください。それでいいでしょう？

田口：それは言っておきます。

建部：規制庁の基本的なお考えをお聞きしたいんですが、収束とかおっしゃっていますが、ある被ばくを前提にしているわけですよ。そういうところの問題をどういふ見解を持っているのか。人命を犠牲にして事故を収束すると。もっと言えば、人命は犠牲にしてはいけないから原子力をやめてしまうという規制だってあるわけですよ？私は今の規制庁は規制と推進が混在しているから人命を犠牲にして原発推進を許可するという事になるんじゃないかと思ひますが、そここのところの見解を一度整理して出してほしいんですよ。

飯田：じゃあ、それは次回の課題としてまた改めて要請させて頂きますのでお願ひします。続いて要請項目の 3 と 5 の回答をお願ひしたいと思ひます。3 からお願ひします。

瀬戸：文部科学省原子力損害賠償対策室の瀬戸です。要望項目 3 につきまして賠償の周知啓発の観点からお答えさせて頂きます。以前、当室から出席をさせて頂きまして、例えば賠償の指針が HP に載っているだけではわかりづらいというご指摘を頂いておりました。そ

ういった声も寄せられるものですから、現在、文部科学省においては賠償について周知活動をインターネットではない媒体での周知活動というものの計画を立てておこしましてこれから着手をしていくつもりです。ご指摘にありますように労働者の方に特化した周知というよりは、そもそもの損害賠償についてと文部科学省の立場ですので、わたくしどもで運営しているADRセンターを紹介するような周知を広くやっていきたいと考えています。

井上：厚生労働省労働基準局労災補償部補償課の井上です。労災に関する周知活動については放射線被ばくとか労災認定に関するリーフレットを平成24年7月に作成しまして、各都道府県労働局の方に配布して放射線障害の労災認定について周知をおこなっています。今まで認定基準とは他に5種類のガンについて労災認定の考え方を厚生労働省ホームページで公開してきている他、東電さんの事案については新規入所者の方々の安全教育の場で労災保険制度についても触れて頂けると東電からは報告を受けてます。こうした事を通じて今後とも労災保険制度について機会を捉えて周知を徹底してまいりたいと考えています。

今村：経済産業省資源エネルギー庁事故収束対応室の今村です。5ですが、東京電力から昨年12月に公表した福島第一原子力発電所従事者の被ばく線量の全体状況についてといった資料についての①ですが、この資料自体が東京電力が調査して内容をまとめたものですので、資源エネルギー庁としては改めて内容自体の事実関係は確認していませんが、一応、記載されている内容を前提にして、大半の作業員の方が放射線業務従事者の線量限度である5年間で100ミリシーベルトといった基準を大きく下回っているという現状を伺う事ができるのではないかと思います。②ですが、現在の事故収束作業に従事した労働者の方の被ばく線量が発生以前と以後で、1年間の線量というのも1ヶ月で受けているといった状況についてですが、こういった状況という事はたしかに被ばく線量のデータ等々から震災以前の1年分に近い量というのを作業の中で1ヶ月で受けているという状況がある事も承知しています。一方でこういった上限に対して、これに基づいた線量限度をきちんと厳しく守るというのは最低限の当然の話としてさらにそれ以上に作業員の方の安全を確保して、長期にわたって作業員の要員確保からもより一層、線量の低減に向けて取り組みを進めていくといった事が必要と考えています。資源エネルギー庁としましては、線量の低減というところで遠隔操作とかでの内部調査とかを可能にする技術であったりとか、遠隔技術を用いた除染作業の技術開発などを力を入れておこなっているところです。こういった技術をきちんとこれから現場で活用をしていくといったところで、作業員の方の線量をチェックしていく事に取り組んでいきたいと思っております。③ですが、今年の2月に東電が福島第一の労働者の方の被ばく線量のデータを放射線従事者登録センターに提出していなかった事に対して指導をしたかですが、資源エネルギー庁としては本件については法令に違反した事案ではなかったもので、特段、指導はおこなっていません。

飯田：皆さんの方から質問と意見をどうぞ。

川本：3のところ、こちらは比較的具体的に要請したつもりなんです。文科省の方は計画  
中という事だったのですが、特に①で厚労省の方では例えばアスベストであったり、腰痛  
などの職業性疾病っていうのはなかなか労災と結びつかないっていうのが多々あるので、  
そういったものを具体的に原発で働いている労働者一少なくとも福島第一に入っている人  
一は今までそういう作業をしていない人もいっぱいいるわけですから、なおさら安全教育  
だのなんだの、あるいは局に通達出してっていう通り一遍の事ではなくて、当事者に大層  
な安全教育のテキストではなくて、わかりやすいいつも作られているようなものを作成し  
て配るといのはどうかという提案をしたつもりなんです。そもそも放射線被ばくでこう  
いう病気が起きますよっていうパンフレットってありませんよね。

井上：労規則で出た順に載っている疾病を発症する事はあるというリーフレットは作って  
います。

川本：アスベストなんかで言えば、この10年間で色んな種類のものを7回くらい作って  
ると思うんです。アスベストで中皮腫とか典型的なものではなく、白血病なんか色んな理由  
があって色んな原因で起きるわけですから、それをきちんとパンフレットという形で作っ  
てはどうかという提案なんです。そうしないと、わからないって言ってるんです。

井上：これについては認定基準を定めている疾病ですとか、労災の考えが定まっている疾  
病というのがまだ限られているものですから、ご心配があった場合には労働基準監督署に  
随時ご相談頂きたいと考えています。

飯田：たしかに裏表のリーフレットを作られたという事についてはホームページにも載っ  
てますし、各労働局にもお流しになったんでしょう。それは良いと思うんですけど、それ  
がどの程度密接なものとして実際の可能性のある原発のある労働者に届いているのか、感  
じ取られているのかってところは問題だと思うんです。例えば、脳・心臓疾患でも精神障  
害の労災補償の認定基準を解説したパンフレットでも具体的な2、3の事例なんかも載っ  
たりしてるものもありますよね。今まで国の方で、放射線業務従事者で、どういふ方たちが  
労災の認定を受けているのかっていう具体的な事例も交えて伝えていかないと。単なる数  
字だけの問題ではないと思うんです。そこをもう少し工夫してくださいと。当事者の方た  
ちにとってリアルな可能性として将来に起きる晩発性障害ですとか、その際の労災補償の  
問題を密接なものとして理解できるような形で情報提供すべきだと考えているわけです。  
少なくとも今まで国が認定した事例が全て公開されているわけではないので、一生懸命色  
んな団体の方たちが情報開示でオープンにしているものもありますけど、国がちゃんとし

た情報開示をする事が必要なんじゃないですかね。

井上：認定事例の開示については個人情報の保護との関係もありますので、当然できるところまではやりますが、個人の特定に至るようなところまでは開示できないと考えています。

飯田：別に個人の情報を開示しろと言ってるわけじゃなくて、他の労災認定事例においていっても事例としては出ているものもあるじゃないですか。どこのなになににさんっていう事ではなくて。何が原因でこうなったのかと。その点についてちゃんと工夫してやってください。他にもそういう形で出しているケースがあるでしょう？例えば、精神障害なんかについて。

井上：精神障害と石綿の場合と、こちらの場合は認定件数が少なすぎてケースによって個人が特定できる場合が多いと考えています。

川本：例えばという事で言っただけであって、必ず事例を載せろと言ってるんじゃないで、まずはちゃんとしたパンフレットを作って、当事者の人たちにちゃんと渡すと。難しい事じゃないじゃないですか。きちんと放射線管理手帳も交付して、どこの誰だかわからない人がどこで働いているかわからないとかいうような状態じゃないわけでしょう？少なくとも原発については。他の放射線作業もありますけど、とりあえず原発のところについてはきっちり管理をされているわけだから、その人たちに配るくらいのサービスがあってしかるべきじゃないんですかって話をしてるわけですよ。一番被ばくしてるじゃないですか。もっと言えば、医療従事者とかにも配るべきだと思いますよ。特定できるじゃないですか、放射線源のある施設なんて。アスベストが使われている所なんて言ったらキリがないですけど。除染作業はともかくとしても限られてるわけですから。除染作業も地域的には限られてますよね。すごく優しい事だと思うんですよ。

井上：今のところ取り組んでいる事としては、東電区域の緊急作業従事者の方々ー特に高い被ばく線量浴びていらっしゃるような方々ーについては先ほど申し上げたリーフレットは各個人ごとに郵送しています。

川本：だからあともう一步やれば良いだけじゃないですか。個人の写真が付いたものがないと今はあそこでは働けないくらい管理されているわけですから、その人たちに同じように配ればいいじゃないですか。こんなに浴びないと病気にならないのかって思う人もいるかもしれないですけど、それはその時にたまたま少なかっただけであって、たくさん浴びたらまずいんだなど。例えばアスベストでも未だにあの尼崎の近くに住んでいて、実は十

何年前に中皮腫で亡くなっているって言う人いるんです。本当に新聞を読まない、テレビも観ない人っているんです世の中には。余裕のない人とかたまたま病気でその頃はまったく新聞を見なかったという人いるんです。あれだけ大騒ぎになっても。今頃ですかって話があるんです。そこは情報を出せるわけですから、そんな難しい話じゃないと思います。

飯田：付け加えて、情報の中身についてももっと工夫をしてほしいと言ったのは1つの例ですけども。

建部：さっきのリーフレット。原発の労災は今までの事例で遺族補償ってけっこう多いんです。リーフレットの中に遺族補償の説明が全くないんですよ。だから付け加えてください。

井上：ちょっと検討したんですが、実際にいま働いている作業員の方々に届けるという意味では1つの事例としてはまず療養補償給付があって、休業補償給付があって、その後亡くなった場合には一度監督署に来て頂いてるわけですから、監督署で遺族補償給付については申し上げているといった状況だと思っています。

建部：じゃなくて、やっぱりね、色んな人を見るんだから、遺族補償がある事を知らせるべきだと思います。あれだったら実際に生きてる人しか問題にならないですから。

井上：ご意見は承りました。

飯田：先ほど今村さんにもお答えして頂いているんですが、事故発生の前と後とでは収束作業に従事する方たちの被ばく線量っていうのは桁違いに高いという状況がある事は当然ながら認識されていると。だったら、どうやって一人ひとりの被ばく線量をできる限り最大限低減化していくのかというような取り組みが必要だという認識もお持ちになっているという事ですよ。一方で、それに反するような事象や事件がボロボロと起きて来ると。鉛カバーで隠してしまうとか色んな問題も起きて来ると。端的な例として、1000人の被ばく線量が登録されていなかったという問題も法令違反ではないから何もしていないというお話ですけども。今後の見積りとして、東電の今の見積りによっていけば当面は事故収束作業に従事する人たちのマンパワーですとかはある程度賄えると国として考えているのかどうか。その点はいかがですか？

今村：国の方としましても福島第一原発における廃炉に向けた作業については中長期ロードマップといったものをまとめまして、国と東電と協力してまとめるといった形になって

いますが、その中で廃炉に向けた何十年という期間が必要になってくるといったところで、それだけの期間に十分に作業員の方を確保していくといったところについてもロードマップの中に盛り込んでいまして、常にロードマップの進捗管理という意味で基本的には毎月くらいの方で資源エネルギー庁の方で要因確保も含めてロードマップの進捗管理もおこなっています。これまで年 1 回くらいのペースで見直しをおこなっていき、短期的な要因の確保であったり、長い目で見た部分についてなかなか作業員の方の確保というのは今後どういう作業が発生するかといった事で人数的にも変わってきて難しいところではありますが、その時点でわかる情報でどれだけ見通しとして十分な人員を確保できるのかところはロードマップに盛り込んで見直しをしていくという作業をしています。

参加者：③で 2 万 1 千人の被ばく線量等のデータが登録センターに出ていなかったとありますよね。その関係なんですけど、先程も規制庁の方に事故を起こさせないっていう事と事故を確実に収束させるっていう事を考えてくださいと言ったんですが、3つ目の問題は結局、労働者は被ばくするわけですよね。一番最後のプロセスはそれをどうするかという事が問題だと思うんですけど、被ばく線量データがセンターに届いていなかったっていう事は彼らのフォローをする事ができない、あるいは何かアクションを被ばくした労働者が起こそうとする時に証拠がないっていう事になってしまって、まさに今、穴が空いているゾーンだと思うんですよね。8で、放射線管理手帳を国が発行するようにする事と書いてあるんですが、それは結局何を意味するかと言うと、まず線量データの登録を登録センターなんていう民間に任せていて良いのかと。労働者にとって最後の手がかかりとなる被ばく手帳が民間に任されていて、時には渡されていない、存在さえ知らないっていう労働者がいるっていうのでそれで良いのかって問題があると思います。事故に関わる発生を抑える、発生したら収束させる、結果として被ばくする労働者は絶対に守り切るって事について国が責任を持つ事の 1つは手帳を国が発行するって事だと思うんですが、いかがですか？

今村：先ほど例として出ました 1 千人分の線量データがセンターに提出されていなかった件に関しては、もともとの話として、個人ごとの被ばく線量を一元的に把握して使いやすいようにするためにセンターへの登録が始められたものでありまして、特に福島第一原子力発電所での作業員の方の被ばく線量の管理というのはセンターのデータというのも参考的に活用するという事はありますが、一元的には放射線管理手帳で管理していますので、新しく入所される方には放射線管理手帳をきちんと個人の確認とともに線量の確認をおこなっていき、そういった手続きを踏んで作業員の方に入って頂いています。誤って線量限度を超えて作業をおこなうような可能性はあまりないのではないかと考えています。

参加者：センターを軸にしたやり方が底抜けになっていると言ってるんですよ。国でやってくれて言ってる事は、データの収集と手帳の運用を法でもって 1 つの体制として確立

してくださいって言ってるんです。センターとか東電に任せていけば、この2万1千人の例であるとか、労災が起こった時に訴訟を起こそうとしてもその資料となるべき手帳がないとか、こういう状況をどう国として打開しようとしているんですか、やってくださいって言ってるんです。

飯田：時間があれなので、今のは重ねての要請としておきます。最後にエネ庁の方もご回答ありましたけれども、我々がいま実態的に福島第一の事故収集作業でどのくらいの人たちが仕事をされていてどの位の線量を浴びているのか、それが累積的にどうなっているのかっていう情報は東京電力が月初めに前月の被ばく線量の概況を発表していますが、あれくらいしか我々は見ることができないんですよ。あれよりもっと詳しいデータや資料は資源エネ庁さんに報告をされ、それが中長期的なロードマップとの整合性の中でどういう進捗状況かっているのを確認されているって事ですよ？今のご回答で言えば。

今村：中長期ロードマップの方ではあくまで要因確保の観点から労働者の安全とか、

飯田：被ばくの問題と関連するじゃないですか。

今村：関連するので、実際どれくらいの人の方数が働かれているとか、被ばく線量の全体的なデータとしては聞いている部分がありますけれども、個々に詳細なデータというのは資源エネルギー庁が聞いているという話ではありませんので私どもの方でそういった情報は持っていません。

飯田：しかしどうやって人員の把握などをこれからやっていくんですか？個人線量との兼ね合いでどの程度、今後は必要になってくるのかという事について見積もるわけですよ？作業は色々あると思いますけども。

川本：20ミリから50ミリの人が昨年度は630人です。1年間で50の法律はクリアしてますよ。600人ですよ。普通だった1桁ですよ。事故前であれば。毎日入ってるのが3000人とかの規模のところですよ。そのうちの600人も20を超えてるわけですよ。単純計算したら5年持たないじゃないですか。2年弱じゃないですか。単純計算すればですけど。そういう人はなるべく20ミリとか浴びないように5ミリとか1ミリとかするんだろうけど限度がありますよね。すでに600人のうちの何人かの方は一昨年度よりもっと浴びてる可能性もありますよね。たまたま昨年度、630人の方—1人は高線量—が20から50は浴びているわけでしょう？普通に考えたらこれ大丈夫かなって思いませんか？それ以上細かいデータは出ていませんからわかりませんが、普通考えたら、20を超える言うたら年間で10人ならなんとかなりますよね、たぶん。でも600人ですよ。2、3年経ったらまずいなどかって普通

は思うと思うんですけど。

今村：そこは当然ながら 5 年経って 100 ミリ超えるとかってというのはあつてはいけない話なので、話があったようにある程度の線量を浴びた方は配置転換等で高線量の現場からは離れるといったような形で人も動いておまして、

川本：高線量でいきなり 20 を浴びたならわかるんですけど、そうじゃないと思いますよ。昨年度そんな高線量って無いですから。たまり溜まって 30 とか 40 なんです。いきなり 10 とか 20 の人もいるかもしれないけどそれは極めて限られているでしょう。その人たちがあと 3 年とか 4 年、5 年もつとは思えないんですよ。大丈夫なのかなって。東電にも要求して詳しくもっとちゃんとデータ出せと。40 以上の人は何人いるのかって話はやりますが、そういう作業はされていないんですか？

今村：そこは個人レベルでどれくらい被ばくしているかといったような話というのは承知していないという話で、実際にどれくらいの線量を浴びた方が何人くらいいるのか、それに対してロードマップではフォローとかの話では、そういう方に対して新しく福島第一の現場に入られる方が逆にどれくらいいるのかといった数字とかってというのは私どもでも確認してまして、そういった意味で新しい方が現場に入る事もありますので、当面は作業員が不足するといった事は無いのではないかと見ています。

飯田：わかりました。そこはこちらとしても、もう少し具体的に情報を提供してもらうような形で次回は改めて質問をさせていただきます。前回までの杉山さんは多少、東電とも確認して、一定数値的な事も出して頂いていました。ただ、あくまでもこれは 5 年くらいのスパンでどうかという話で、それ以上になるとはっきり言ってよくわからないという事だったので、必ずしもそれは順調にいくかどうかはわかりませんよね。不安と懸念もあるわけで、もう少し具体的な数字といえますか、きちっと情報を提供して頂きたいという事で改めてそのところを次回は具体的に質問するようにしますのでよろしくお願いします。では、この部分についてはここで終わらせて頂きます。今日は阿部先生の秘書の栗原さんが来ていますので一言お願いします。

栗原：こんにちは。阿部とも子事務所の秘書の栗原です。福一が廃炉になるまで被ばく労働が続きます。どう健康管理をしていくかというのは、未来の世代にもつながる問題だと思います。本日の内容は議員にも伝えますので、どうぞよろしくお願いします。

飯田：では最後の部分を始めていきます。9、11 と 1、2、4、7、8、10 になります。9 について環境省が来られていないので、厚労省で担当頂けないですか。じゃあ、これは飛ばし

ます。では、11 からお願いします。

今村：11 ですが、内部被ばくの記録につきましては元々の記録をきちんと取っていくと電離放射線障害防止規則に基づいて記録を残して管理するという性質の情報といった事もありまして、適切な管理の仕方については恐縮ですが資源エネルギー庁が判断するところはなかなか難しいかなといったところがあると思っています。一方で、こういった電離則を含めて万が一の法令の趣旨から外れるような運用がおこなわれているといったようなところがありましたらきちんと資源エネルギー庁としても法令遵守に関して東京電力を指導していくことは必要だと考えています。

飯田：この問題について厚労省さんから何かコメントがあれば頂きたいんですが。

宇野：労働安全衛生法に基づいて、内部被ばくの記録に関しては記録を義務付けてますが、それぞれの事業者の安全性に関する考え方から一律な内部被ばくの裾切りは国として特に示していない状況です。

飯田：今村さんが退室しなければいけない関係で、この項目だけ先に質問をさせていただきます。

那須：エネ庁としては判断できないというお話だったんですが、先ほど隣の方が言われたように、法的に数値の規程がされていないわけですよね。ある意味では事業者任せになっているわけです。これまでの交渉のやり取りの中でも、1ミリシーベルトを超えるものというのは業務の中で被ばくしているものなんだから、全てきちんとそれは記録して管理すべきだという話をしてきたと思うんです。その意味で、でも国の方はそれはできないという話で、じゃあ事業者に対して少なくともそういう観点で指導することはできるでしょう、ぜひやってくださいという事をお話していたんです。ですから、経産省の方の項目にこうやって出しているわけであって、判断できないっていう事であればこれまでやってきた事がなんだったのかなと思うんです。そこら辺を含めてもう1回ご回答頂けませんか。

今村：今のお話ですが、東京電力に対する指導という意味で私たち資源エネルギー庁という話ですが、当然、私どもの担当している範囲で指導という話はあると思うんですが、本件については元々このデータを内部被ばくの記録というのを法令に基づいてきちんと残していけないといけないといった話があって、どういったものを残して、先ほどの裾きりという話でもその基準についてどう判断するかについては知見を持ち合わせていませんので、そういった意味では私どもの方から指導するという内容ではないと思います。

那須：じゃあそれは、知見を持って判断をして、それを経た上で必要とあれば指導する事になるわけですね。

今村：知見というのは、いま言い方が良くなかったですが、基本的に私どもが内部被ばく記録の管理は資源エネルギー庁の役割としてこういった記録を残すといった事を電力事業者に行っているわけではありませんので、そういった意味では私どもの方からこういった内部被ばくの記録に関する話への指導というのは適切ではないと考えているという事です。

参加者：どこなら指導ができるんですか？

今村：基本的には法令の所管している所だと思いますけれども。法律を持っている所だと思いますが。

参加者：どこですか？

今村：電離則はどこだったですかね？

飯田：おとなりの厚労。わかりました。先にご退室という事なので、今の問題を改めて厚労の皆さんとやりたいと思います。では、次に1からお願いします。

三浦：1の①について、厚生労働省大臣官房地方課の三浦です。最近、行政改革が非常に厳しい中で国の定員というものが大幅に削減されています。23年度から採用自体もできないという事で我々としては非常に人手が足りないと考えています。その中で国民の生活やサービスの低下を防いでいかなければいけないと思っていますので、限られた人員の中で業務と組織体制の見直しで効率化を図っています。こういう状況を踏まえすと、新たな窓口というのは厳しいところで、後ほど回答しますが、労働相談コーナーというものを都道府県の労働局や監督署、双葉郡を管轄している監督署内にもそういうものを設けていますし、その強化も図っています。監督署そのものについても管轄の富岡の人手を増やして、全国的に限られた人員の中で、この監督署には人を増やして強化を図っています。今後も人員の強化を図ってまいりたいんですが、今のところこの窓口を設けるほどの人員は割けなかなと考えています。

遠藤：1の③について厚生労働省労働基準局監督課の遠藤から回答します。法違反について個別・具体的な事を記載するのは困難ですので、厚生労働省としましては現在作成しています一般的法律等の説明のためのパンフレットを活用し、法の周知等を進めていきたいと考えています。

秋山：2について、地方課労働紛争処理業務室の秋山から回答します。原発作業員や事業者向けのものに特化したものではないですが、以前のご意見等も踏まえまして、平成25年5月7日から福島労働局の総合労働相談コーナーにフリーダイヤルを開設しました。また、全国の労働局とか監督署等にも総合労働コーナーを設けていまして、労働問題に関するあらゆる相談を受け付けていますので、今後も相談コーナー等を利用して頂き、適切に対応していきたいと思っています。

宮寺：続いて2について、厚生労働省職業安定局派遣有期労働対策部受給調整対策課の宮寺から回答します。長崎労働局が今年の4月28日に実施した東京電力福島第一原発に係る作業の派遣法・安定法違反について行政処分をおこないましたが、こちらについて氷山の一角ではないかご指摘を頂いています。今回の案件に限らず、やはり厚労省としては違法な労働者派遣等についてはその行為自体がおこなわれないように未然に防止する事が必要で、仮に労働者派遣法の違反が疑われる事案を把握した場合には厳正に対処する事が必要であると認識しています。今後とも福島労働局のみならず、全国の都道府県労働局を挙げましてまずは事業主、それから労働者の方々に対して様々な機会を通じて労働者派遣法等の労働関係法令の内容の周知徹底をする事。こちらは今年の2、3月に東電主催のJビレッジでの講習会がありまして、そちらに厚労省の職員が講師として行きまして事業者の方々、労働者の方々に対して派遣法・安定法等の労働関係法令について説明をしまして周知の第一歩として実施しました。先程も申し上げましたけれども、違反が疑われる事案を把握した場合は迅速に事実関係を調査して長崎局の行政処分一改善命令一をおこないましたけれども、その違反の内容と対応と規模等を鑑みて改善命令・事業停止命令等の行政処分を含む各種措置を厳正に対処していきます。

武部：4について労働基準局の安全衛生部安全課の武部から回答します。①の労災職業病発生件数についてですが、労働災害の発生については労働者死傷病報告に基づいて把握していますが、県外からの出張作業中に災害などにあつた場合には福島原発構内で発生した災害であるかどうかは死傷病報告の中身からは必ずしも明らかではないため、また福島原子力構内で働く労働者の方の所得の事業場というのも多岐に渡るので全国で調査・集計等をおこなうのは困難と考えます。

遠藤：4の①の賃金未払いについてですが、厚生労働省としましては原発作業員の方の労働条件を守らなければいけないと考えておりまして、賃金未払発生件数の把握という事ですが、まずは定期的におこなっている立ち入り調査で把握した違反を指導して違反を是正していきたいと考えています。②ですが、ご提案頂いているアンケートというものは法違反を把握するための1つのツールであると考えていますが、現時点としては労働者の方から

の直接の情報提供に基づいて立ち入り調査をおこなっていますので、そうした形で法違反の是正を図っていきたいと考えています。申告については労働者の方からの相談を受けたサイトにその制度を周知していますので、今後ともしっかり対応していきます。

宇野：7についてですが、①の登録証の交付状況は昨年24年度末までに1万9073通を交付しました。これで全部ではないので、あと273通については住所が判明しだい送付する事としています。②の手帳の交付件数ですが、対象者に対しまして申請書を昨年お送りしまして申請書ができた方から順次交付していきまして、現在まで747通交付しています。③ですが、24年度末までに44人が受診しました。これは離職したとか中小企業に在職しているといったような要件がかかっているため、747人全員が国の費用による検診の対象になっていないためにこういった数字になっているものと思います。それと一般検診とがん検診という事で質問がありますが、手帳の方では離職されている方に関しては一般検診を受けられまして、そうでない方に関しては50ミリを超える方は目の白内障に関する検査、100ミリを超える方に関してはがん検診という事で検診の分け方の軸が違っているため、44人のうち7名はがん検診を受けています。④の健康相談事業の件数は173件です。内容は色々ありまして、健康に関して不安を感じている方もいれば、実際に先ほど1から3で説明した登録証とか手帳が届いてないのでどこにいけばいいのかとか、一般的な労働問題についてはどこかとか、多岐に渡っています。⑤ですが、厚生労働省では東電福島第一原発での緊急作業時の被ばく限度のステップ2完了まで一時的に250ミリシーベルトに引き上げていたため、緊急作業従事者に対する長期的健康管理については専門家検討会報告に基づいて23年12月に指針を定めて長期健康管理を実施してきたところですが、ステップ2完了以降に新たに作業に従事した労働者については他の原発と同様に、法令に基づく事業者の措置によって健康確保を図っていく事としています。⑥に関してですが、緊急作業従事者のがん検診を100ミリシーベルト超、白内障に関する目の検査を50ミリシーベルト超に限定する事に関しては専門家検討会の報告に基づいて決定されたものであるため、現在は妥当と考えています。それから8の②ですが、労働安全衛生法の健康管理手帳の交付対象としては業務起因性が明確なもの一例えば、当該業務従事労働者について当該物質等の取り扱いによる疾病の発生リスクが高く、その疾病の発生が疫学的に一般の人と明らかに有意な差があり、今後も当該疾病の発生が予想される業務を交付対象としていました。対象業務の決定にあたりましては疫学的所見など総合的に勘案して専門家の検討を経ておこなってきたところですが、放射線業務に従事する方については労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則により5年で100ミリシーベルトを被ばく限度として、これを守るよう指導していきまして、この被ばく限度はICRPの勧告に基づくものです。当該基準の被ばく量においてはがんその他の重度の健康障害が発生するリスクが一般の人に比べて明らかに有意な差があったという知見は今のところありません。よって、放射線作業につきましては、法令に基づく被ばく管理を徹底させる限りはその他重篤な疾病の発生リスクが高くなる事はなく、

晩発性疾病の発見を目的とする健康診断の実施も必要性が薄いと考えています。このため放射線作業に従事している労働者の健康障害防止のためには、まず法令に基づく被ばく管理の徹底が重要であると考えています。

小川：8の③の健康管理手帳の部分について小川がお答えします。先ほどの説明と一部重複しますが、基本的には健康管理手帳についても業務起因性が明確なものを対象としています。その中で疾病の発生が一般に人よりも優位な差があるかどうかというものを随時検討した上で、医学的所見などを総合的に判断した上で専門家の検討会を経た上で交付対象としているところです。現状としては放射線作業については法令に基づく被ばく管理を徹底していれば発生リスクは高くなる事はないという認識を持っていますので、もともと晩発性疾病の発見を目的とする健康管理手帳に基づく健康診断の実施の必要性については薄いと考えていますので現状としては対象にしていません。放射線作業に従事する労働者の健康障害防止のためには法令に基づく被ばく管理の徹底というのは第一で重要と考えますので、今後もその指導等に徹底したいと考えています。

斎藤：9について、電離放射線労働者健康対策室の斎藤が回答します。労働者の安全と健康の確保についてですが、その労働者を使用する事で利益を上げている事業者がその責任を負うべきものである事から、労働安全衛生法では事業者に義務を課しているところです。また、元方事業者についても統一の場所で作業をおこなう下請けの事業者の労働者が労働災害の発生率が高い事からも元請事業者に対して下請け事業者が法律に違反しないよう指導する義務を負わせています。東京電力等の原子力事業者に対しても発注者として元方事業者がその義務を履行するために必要な援助をおこなうよう引き続き厳しく指導していきたいと考えています。

飯田：では皆さんからご意見や質問をお願いします。

川本：全体に共通するんですが、4の福島第一原発での障害発生状況とか、賃金未払の発生状況についての把握の問題です。例えば2で言ってる職安法違反云々という事で長崎の局の話が出ましたが、あれも労働弁護団の代理人された方に聞いたら、そもそも労働者派遣法違反とか職安法違反とかわかって「これはおかしい」と言いに行ったんじゃないんです。元々、危険手当とかいうのが除染を中心に話題になったので、そういえばもらっている人がいるという事を聞いて、でももらってないし、言ってた話とももらった賃金が違うというのがきっかけで、蓋を開けてみて調べたら、延べですから500人まるっきりいたわけではないにせよすごい人数の建設業に対する違法派遣が発覚したって事ですよ。あれも法律に基づいてやられるから福島というのは出てこないですけど、弁護団で福島の方に情報を提供して福島第一はどうかという事でそれで広まったわけじゃないですか。未払にしたっ

て色々な業者が入ってますから払わなくなったらそこがおかしいよとなって、それを全部把握するのは難しいですよ。今の仕組みだと。だから東電を通じて労働者個別に関してやってみたらどうかというのがこちらの提案なんです。ここで書いている鉛板事件から始まって東電が慌ててやったアンケートで、本当に違法かどうかわかりませんが、雇っている人と指揮命令した人が違うと思って変だよなあという情報は一番の当事者である労働者に直接聞くのが良いし、そういう風に法体系ができていないからこそ要求しているのであって、東電を通じてやればさっきもだいぶ言いましたけど、だいぶ前から写真付きの身分証明書で普段持っているものでなければ入れなくなっているわけですけど、そのくらい管理をしているわけですから東電を通じてやればそんな難しい話ではなくて。東電もあの中で事故起きたら把握してますよね？報告義務は直接管理者かもしれないけど、東電が自分のところで作業員が足を挫いて病院に行ったの知りませんでしたなんて事は無いわけですから。東電の方で一度集約してくれと。そうしないとピンハネや違法派遣やなんやらって問題も見えてこないし。講習会もわかりますけど、それにまじめに参加して理解される事業主さんであれば法違反なんかしないですよ。既存の法律プラスアルファをやったらどうかと提案しているんです。少なくとも、怪我の発生件数とか賃金未払などについては網をかけてきちんと把握してどこに問題があるのかという話をやっていくのが労働者の権利を守れるんじゃないかという提案をしてるつもりなんですけど。そういう事をすればわざわざ人員を増やさなくても網をかければ上がってきますよ。東電は国が言ったらなんでもやるんです。

武部：ご指摘のあったとおりの少ない人数というところはあるので、統計にそのものについてのは今の体制の中では、今の段階では少なくとも申告があがってきたものを中心に適切にこちらの方でこれは問題があると判断したときは指導なりをさせて頂きたいと思います。ご指摘については貴重な意見として賜りたいと思います。

中村：被爆労働ネットワークの中村です。先ほど未然防止っていうお考えが出たんですが、私どもに相談に来る案件っていうのは全て偽装請負会社に雇用された労働者です。原発もそうですし、除染で働く人たちからの相談も全て。ほとんどの方が求人ネットでの就労やフリーペーパーを通じた就労で、そこでは一切法的規制がかかっていません。求人ネットの酷いのは会社名を書いてありませんし、賃金も労働条件も書いてない。担当者の名前と携帯電話番号だけ。そういう事例もあるわけです。私どもからするとそれが当たり前のように原発でも除染でもなっていると認識しています。厚労省が未然防止と言うからには、こういう現状に対してどんな法律をもって規制しているのか。あるいは業界に対して指導をしているのかをもう少し具体的に教えてください。

宮寺：まず求人としては、福島とまったく離れた九州ですとか関西等で求人が出されまし

て、就業場所も明確に明記されておらず、応募された労働者の方が面接に行って採用されると、例えば兵庫であれば兵庫で数日待機がかかってその後に原発作業や除染作業に従事させられるという事案が各労働局に対しても労働者の方からの情報提供ですとか申告を頂いていまして一定程度把握をしています。今おっしゃったものについては、職業安定法に各種規定があります。それは職業紹介事業者にかかる規定ではなく、求人者に対しても順守の義務がかかってまいりますので、例えば募集という事は明記されているけれど具体的な賃金や就業箇所の明示がされていないという事があれば各労働局においてはまず派遣と同じになりますけど、調査をおこないまして違反という事が確認されれば是正指導等の対応をしています。ただ、どうしても派遣法違反ですとか安定法違反は派遣業者、紹介業者とまた違って募集業者につきましては我々としましては状況を吸い上げようという努力はしていますが、おっしゃったようなペーパー等の数が多いのでできれば積極的に各労働局に情報を寄せて頂ければ迅速に対応していきたいと思えます。

那須：いま積極的に情報をくださいっていうのはいうのはネットを見てさっき中村さんが言ったみたいに何ら労働条件が書かれていないで募集が出ているって事をこんなページがありますって教えればいって事ですか？

宮寺：各労働局で相談窓口がありますので。我々としても労働局で地元のフリーペーパーですとか、求人広告等を随時見ながらおかしな求人が出ていないかは吸い上げるべく実施はしているところです。ただ我々だけでは実態が見えにくい部分もありますので、できればそこは直接生の声という事で労働局に情報提供を頂けると我々も調査しやすいので、この部分はぜひお願いしたいと思います。

那須：不利益があれば問題にするっていうのは基本的にはそうなんですけど、なかなか労働者の方からは言いにくいってあるわけですよ。告発する事によってすぐに本人がわれてクビになるっていうケースが山のようにあるわけなんで、努力してるって言うけれど、とても行政側で主体的に動いてるとは思えないですね。ネットで除染作業員って検索したら求人リストが次から次へと出るわけですよ。その中できちんと労働条件が出されているの半分くらいですよ。それ1つやったって何でも情報が出てくるのに対応しようとしていないっていう事はおかしいと思いますが、先ほど宮寺さんが言われた対策の第一弾としてJビレッジで労働法関係の講習会をやったと。基本的にそんなの全然ダメだと思ってるんですよ。例えば事例であがっている長崎の労働局のやつなんて内容は建設業なのに派遣を使っていたからっていう事ですよ？

宮寺：安定法44条違反(労働者供給)をおこなっていた事も含めて行政処分をしています。

那須：それはそれで良いんですが、あの事がわかったのはダイワエンジニアリングが労働者と雇用契約書を作ってるんですよ。でも賃金を払っているのはそこから3つ下の下請けの会社ですよ。自分に賃金を払ってる会社との間にもう1社あったという事を労働者も知らなかったんですよ。この事が問題になって始めて知ったんですよ。上の業者も使ってる業者もみんなおかしい事をわかった上で自覚的に違反してるわけですよ。労働者はその間にいくつの業者が入ってるかもわからない。名前だけが業者間を動いていて、その途中で全部摘発されているんです。労働者が訴えたのは、ダイワでの正社員と同じ仕事をしているのに、ダイワと雇用契約書を交わしたのに、ダイワの正社員は自分の賃金の倍以上もらっていておかしいじゃないかというのが最初のきっかけだったわけですよ。雇用契約書自体も偽造というのか違法というのか偽物ですよ。その通り払われてないし。あその案件にはおかしい事てんこ盛りだし、業者もわかった上で自覚的にあれをやっているんだし、労働者は十分な情報を持っていない部分があるわけですよ。そういう人たちに前に講習会やってこの問題が解決するのかって、絶対に無いと思うんです。挙句の果てに、個別の案件に関して手が回りきらないから情報提供をお願いしますって、そんな事でこの状態が解決するんだろうかと思うんです。あれが第一弾というのであれば、第二弾、第三弾はどういう事を考えておられるのか教えてください。

宮寺：我々は通常、派遣法ですとか職安法を扱っていますので偽装請負であるとか労働者供給であるかっていうのをある程度認識しやすいところにいます。ただ実際、作業に従事される方々については、自分たちが違法な就労形態で従事している事の自覚の無い方が多いと認識しています。その背景としては安定法、派遣法に係る周知徹底が不十分というのがありまして、まずは派遣とか請負とかは何だろうかと皆さんに幅広く知って頂く一歩として講習会に参加をして周知・啓発を図っています。我々もこれをすればそれでおしまいという認識はありません。先程も申し上げたように、知って頂く事の第一歩という事で実施したものです。あくまでも今年の2、3月に実施したものについては東電主催の講習会に我々が参加して説明をしたというものになりますので、そうではなくて我々主催で事業主の方々、労働者の方々に対して幅広く知って頂くような形で自主的な説明会等を実施していくことを計画しています。

那須：それは具体的にになっているんですか？

宮寺：この場で私から具体的にいつ実施しますという事はお答えできるレベルまでにはなっていないんですが、福島だけではなく、今回たまたま福島原発という就労場所が問題になっておりますけれども、原発は全国にありますし、先ほど求人関係でお話頂きましたが、一次的に雇用される下請け業者は福島県内とは限りませんので全国各地の業者さんから福島に引っ張られてくるっていうケースもありますので、全国的に説明会等をしなが

周知・啓発を実施していく事を予定しています。この時点で具体的に何月何日に実施しますというところまでは固まっておられませんけれど、実施する方向で動いております。

那須：一般的に関係法の説明をしても変わらないだろうって僕は思ってるんです。東電が主催、厚労省が主催でやりますって事だけではなくて、内容が問題だと思っているので、その内容については意見したいと思います。

宮寺：内容的にわかりにくい部分も多々ありますので、私どももどのように発信していけばより制度が浸透していくのかというのにも検討しながら進めていきたいと思います。

岩下：4の②でアンケートを提案しているのは背景があると思うんです。この間、労基署に駆け込んで救済を求めているというのは意識的な労働者であって、かつ労基署に申告した時に扱いが丁寧でなかった為に労働者の情報が雇元に漏れて解雇されるなんて事も起こったりしてるわけです。申告を待っているだけでは全然ダメだという事を1つ背景にしているんです。もう1つ、東電の協力を得てアンケートっていう事例は既にあっただじゃないですか。それは労働実態がどうですかとか、ちゃんと保護具が支給されていますかとか、アンケートがおこなわれていて非常に高いパーセンテージで労働者が回答をしていて、その中でこんな作業条件でもって廃炉に至る長いプロセスはとてもやっていけないって事で人が足りないとか労働条件の改善がおこなわれ、労働者もアンケートに答える事によって本当はこういう事はいけない事なんだと理解するって事も起こったわけです。労働者自身が講習会で知識を得るんじゃなくて、アンケートでおかしいって思うって事が効果だったわけです。それと同じ事をやれって提案してるんです。例えば、労働契約書は交わしましたか？賃金はざっとどのくらいですか？労働契約書を交わした企業と実際に賃金をくれる会社が違っていないですか？と質問をするだけで違法な派遣の疑いがあるんじゃないかとか、その他の法令違反があるんじゃないかという事が巨視的な意味で全体を捉える事ができるわけですよね？具体的な申告には直ちには繋がらないにしても、まず行政当局が全貌がわかって、アンケートに答える事が労働者に気づかせる効果があると。積極的に受け止めてほしいんですよ。

遠藤：アンケートにつきまして、そうした労働者の方に対しての周知の効果もあるとか、法令違反を把握できるとか、そうしたツールの1つとしてアンケートを否定はしませんが、現時点では予定はありませんし、直接、具体的に労働者の方から頂いた法違反の情報を元に指導をおこなっていくというのが現時点での考えです。

参加者：昨年おこなわれた労働条件だとか生活条件とかについてのアンケートも政府としてあまり労働者を酷い状態で働かせると原発で働いてくれる労働者がいなくなるという危

機感から始まった事です。多重派遣や低賃金とか労働者が置かれている状態っていうのは事故収束作業の継続性を危うくしてるんですよ。政府としては持つべきなんじゃないんですか？いつまでも多重派遣の低賃金のヤクザにこき使われるような仕事で原発の作業なんてやってられないですよ。大きな目で、労働行政が突破できていない壁を破るべきかを考えてほしい。

建部：現状の申告状況と政府側で把握されているのと、東電アンケートなんかで一定の数字が出ていましたよね？だいぶ乖離があるんじゃないかと思うんですが、その認識はどうですか？把握されている状況と東電アンケートで出ていたような状況とはだいぶ離れているんじゃないんですか？

川本：9月から10月にかけて東電が実施して、結果が昨年末に発表されたやつの、賃金もらっている会社と指揮命令が違くと答えた人が40パーセントとかありましたよね？それと申告されて受理されて受理されたものの件数との差が大きいですか？

建部：その認識はありますか？

遠藤：申告のパーセンテージ？

川本：申告じゃなくて件数だけでも膨大でしょう？3割とか4割って言ったら2、3件ではないですよね？

中村：原発労働者にアンケート調査をやって、労働者の回答の3割から4割が偽装請負、派遣法違反で自分は働いているって事を回答しているんです。そういう労働者のアンケートに対して認識があるのかって聞いているの。それほどまでに原発や除染で偽装請負や派遣法違反が横行しているって事についてあなた方は認識しているのかって。労働者はアンケートで答えてるよって事を言ってるんです。もう1つ言わせてください。2月に福島労働局が除染の特殊勤務手当をめぐって元請事業者に対してアンケート調査の依頼をしています。現場でアンケート調査を労働者はやらされたんです。ところが事業主の前でやらされた。ある労働者は勤務手当1万円と最低賃金以上をもらっていますかという質問事項に対して、自分は1万6千円もらっていないと答えたらそこで即刻解雇された労働者がいた。あるいは偽装請負会社が堂々とハローワークで求人してる。ハローワークすら規制していない。現実には警戒区域で福島労働局は特殊勤務手当と最低賃金を出せば法令上の違反はないという事で一律になってます。警戒区域の除染労働者の賃金は。私たちに相談に来るケースっていうのは労働基準監督署に相談に行って、窓口で相手にされなくて駆け込んでくるわけですよ。未然防止だとか法律の周知だとか言ったらそんなもの屁にもならない。そ

れが当たり前の世界。職安法違反や派遣法違反が当たり前の世界で原発と除染は運営されているんですよ。未然防止とか言うから反応したんだけど。

宮寺：初めにおっしゃられた昨年、東電が公表したアンケートの指揮命令者と賃金が払われている社が異なっているという件についてですが、やはりそれだけ高い結果が出ているという事については我々としまでも重く受け止めています。申告は全国的に多く発生しておりまして、数値的に厳密に一致するかは確認しておりませんが、我々が認識しているレベルの数値が出てきたなという実感はあります。ただ、どうしても偽装請負というものについての判断についてはアンケートにも書かれていますけれども、指揮命令が誰からされてくるのかというところが大きな基準となります。指揮命令というのは言葉にしてしまうと一言で尽きてしまうんですが、具体的にどういった状況下で誰からどういった内容を言われたのかを個別に調査をして、それが派遣法で言う指揮命令に該当するのかどうかを判断して違反認定をしていく部分があります。そういった意味ではアンケートは高い結果が出ている事は重く受け止めています、そういった意味での指揮命令に即した数値が出ているかというところは一部、疑問を抱いています。

遠藤：福島局でおこなったアンケートを事業者の前で回答させられたという件ですが、アンケートをやる際には適正なやり方で実施する事が必要であると考えていますし、アンケートはやり方っていうのを慎重に考えてやらなければいけないですので、現時点としては労働者からの情報提供に基づいて指導をしていきたいと考えています。

参加者：だから東京電力に協力を求めてって言ってるんですよ。

川本：東電のアンケート見てないでしょう？中村さんが言ったみたいに、あれはポストに入れてもいいようになっていたんですよ。事業主に渡してもいいけど封をしろと言っていたんです。嫌だったら郵便ポストに入れてもいいと。東電はそのくらい気を使ってやるんです。労働局のは事業主性善説に立ってるから事業主にお願いしてやってもらってという意識が必ずあるから、だから中村さんが言ったみたいな事が起きるんですよ。いつも二言目には何かあったら言ってきてくださいって言うけど、それは無理なんですよ。わかってないっていうのもあるし、言ったらえらい目に合うと。そういう事を前提にして、東電ですらやっているんだから見習ってもらった方がいいですよ。アンケートをやるにしたって。個別労働者アンケートは不正が無いように、情報漏れが無いようにやるのが当たり前なんです、そこがなんか感覚的に違うんだよね。

参加者：一点だけ確認なんです、アンケートじゃなくて、具体的な情報提供に基づいてやっていきたいとお答えになったので、具体的な情報提供というのは例えば月に何件くら

いあるんですか。

川本：それは把握していないんですよ？福一だけ特別でとってないんですよ。それで、健康管理の話なんです、リスクの話はもうしましたやん。一時、2倍とかって言う人がいてそれは違うだろうという話をやって、それは違いましたとなって。こちらが一貫して言ってるのは、被ばく線量の記録自体がいい加減だという前提で網をかけてくれるっていうのがこちらの要求なんです。鉛板事件で有名になったけど、この前に組合で学習会をしたら、そういえば20年前に女川原発の建設作業をした時、タバコのアルミのやつをくっつけてやったとかそれでは上手くいかなかったとか言ってる人がいました。放射線管理手帳は嘘があるという事を前提にやるしかないんですよ。二言目には被ばく線量を管理するって、それはやるんです。付けてる人はいいけど、こないだだっけ付けてないじゃない。4月に出たでしょう？そんなの山ほどあるんですよ。それを前提にして言えば、例えばアスベストも10年作業が続いていたらその事業所が大企業でものすごいちゃんと管理していようが、中小零細でそういうの全く測定もしていない業者であろうが、とにかく業種に応じて出しちゃうと。しかもそれは申請主義ですから、無理やりあなたは健康診断受けなさいというわけではないから、欲しい人は手を上げてやってよーってやれば良いだけの話じゃない。要りませんって人は申請しないんだし、なるだけリスクがどうだの、専門家がどうなのかではなく、とりあえずそういう形でやってみようよと。そういう要求をしているんです。50とか100の人が山ほどいるわけでは無いですから、そういう意味でまず健康管理手帳は色んな業種とか状況に応じて専門家の意見も聞きながら交付要件の対象を広げてきているわけだから、被ばく労働についても杜撰だったんだという前提で制度設計をしてやってみたらどうかという要求ですのでお願いします。

小川：おっしゃる部分は理解していますが、放射線業務に関わらず、特化則という化学物質を使うような業務とか法律的に規制対象になっていて、健康管理手帳の対象業務っていうのはその中から限られたものを選定しているという形で、安衛法ができた当初から単純に危険なものだと法律で規制をしていると。その中でガン発生リスク2倍とか、基本的には医学的な専門医等の判断も踏まえて発生リスクが高く、遅発性の健康管理が退職後に必要かどうかって事を踏まえて法律の対象業務にしているっていう経過があるので、そこを飛ばして放射線の線量自体がいい加減だから対象にせよっていうところが、我々が法律に入れるってなると当然省内の協議を経ないといけないですので、その理屈的にも繋がらない部分があるので回答としては医学的所見で何ミリシーベルトだったらガンの発生リスクが高くなるというようなものが出てきてからでないに対応できないのが現状です。

鈴木：線量管理ができないって事を前提に考えればそうなんですけど、被ばく管理を優先させるって話においても、例えば今だったら法令の基準で5年で100ミリですよ？仮に

10 年間働けば最大で 200 ミリ浴びる可能性だってあるわけですよ？100 ミリ未満でも有意にガンが発症するという統計はいっぱいありますからそこはもう少し考えてほしいんですが、仮に 100 ミリ以上という事にしても 5 年で 100 ミリって基準が一方にあるんだから、それは 5 年以上働けば 100 ミリ超えるわけですから、きちんとその人の健康管理を手帳でやっていく事はおかしくないと思います。

小川：おっしゃる部分は一理あると思いますが。

川本：一理も何も、その通りや。

安井：被ばく線量限度は 5 年で 100 ミリっていうのがあるんですけど、もともと ICRP の放射線限度っていうのは生涯 1 シーベルトなんですね。生涯 1 シーベルトを 50 年間で割り戻して 5 年 100 ミリとしていますので、100 ミリシーベルトが限度基準ではないという事はご説明したいと思います。

渡辺：内部被ばくの問題にこだわっているんですが、東京電力の社員は内部被ばくを丁寧に評価してると思うんですが、協力企業の社員と下請け労働者に関してはどういった評価をしているのかと思うくらい差があるんですよ？WHO に東電が報告した数字を見ても、東電の社員に比べて協力企業の社員は 1 桁違うんじゃないかと思うくらい差があると思うんです。厚労省の方からその辺の評価についてどうなっているのかの調査をしているとか聞いているんですがどうでしょう？

安井：まず内部被ばくで協力企業が少ないというのはもともと作業の内容が違いますので、東京電力で内部被ばくが 100 ミリシーベルトとかを超えてしまっている人たちは 3 月 11 日以前から免震重要棟にいたりとか、中央操作室に 20 時間もこもっていたというある意味で特殊な人たちが多かったという事なので、そういった業務には協力企業の方はついていなかったんで、そういう意味で客観的に作業が違いますのでどっちが多いとか少ないというのはそういう理由があると。

渡辺：評価は同じ方法ですか？

安井：評価の方法は東京電力が画一的に全部同じホールボディーカウンターを使っていますので、当時は小名浜に車載型の JAEA のホールボディーカウンターで基本的に全員やりましたので、機械は同じものを使っていますので出てくる数字は基本的に同じものなので、東京電力だからとかっていうのはないです。小名浜で 20 ミリを超えた人は JAEA の東海に行って精密測定してます。これも別に東電だからという事ではなく、暫定値 20 ミリを超えた

人は行ってます。

渡辺：その辺はわかっているんですが、東電の社員にした評価と協力企業の社員とかの人たちの評価っていうのは同じようにしてるわけですか？その辺を調査したんじゃないんですか？厚労省は。

安井：東京電力が暫定で出した数字と元請が出した数字に乖離があるってケースがありますので、それについてはいま精査していますけれども、測定した生の値の違いはないので、あとは摂取日とかの見解が分かれているケースがあるので精査しているところです。摂取日が変われば評価は変わりますので。

渡辺：いまそれを調査しているんですか？

安井：それはいま精査しています。

渡辺：それが出たら私たちにも教えてください。

安井：わかりました。

川本：さっき、規制庁の方が放射線管理記録の一元化については厚労省がやるべきことだと言って帰ったんですが、各省庁が押し付け合っていて、野党時代の自公で法案出してもポシャってしまってどこが何するんだよっていつも思うんですが、これは厚労省マターなんですか？8項目の①で、原子力規制庁の人が担当で、放射線管理記録というのは健康問題だから厚労省でしょう、とさらっと言って帰られたんですが、厚労省として何か検討されているんですか？

安井：どこの省庁がという以前に基本的に我々は事業者責任という事でやっていますので、法令上は30年の保存義務を事業者にかけて通知もして記録もしてっていうのを法令上かけて、それで管理できるように法令上の仕組みは作っていますご案内のとおり放射線影響協会の中央登録センターが、言ってみれば民間が自発的に作ったバックアップシステムなのでそれをどこが所管するとか言われても答えがグルグルまわって出てこない。法令上の措置と民間のバックアップ措置とで今のところは別れています。

川本：現状がそれではうまくないから、だから国が一元管理すべきじゃないかと。アメリカでも、それなりの国でもみなやっています。立法がされないから現状は言われたとおりで、それじゃあまずいんじゃないかっていう話をしてるわけです。ところがまずいん

じゃないかって時にいきなり議員立法が出るのは良いんだけど、それが頓挫してるわけだから、そうになったら行政の方でこういう風に国できっちり管理しましょうと。ちゃんと管理できてるのって話を民間に任せてそれでおしまいと。法的根拠も何もないとみたいな話ではまずかろうという事で要求しているの、どっかが旗をふってやらしてもらわないと無理じゃないですか。とりあえず規制委員会にこの要求出したら規制委員会に振られて、規制委員会は厚労省と答えたんです。

安井：我々の認識としては中央登録センターの制度は今のところはきちんと機能していて、例えば放射線管理手帳の発給が二重にならないとか、その辺の審査もしていますので一定の信頼性はあると思っていますので、現状をただちに変えなければいけないという必要性がどこにあるのかっていうのはありますけど。

川本：労働だからそう言っているんでしょう？労働と他の被ばくしている人との一元管理はできてないですね？

安井：ラジオ・アイソトープの場合はそれと同じようなシステムがあるんですが、それぞれバラバラなシステムで。

川本：バラバラでしょう？あと自営の方はどうなんですか？一人親方の人はいっぱい原発行ってますよね。事業主ですよね。あなたがたの規制対象ではないでしょうけど、あのような人たちは労働者として雇われる時期もあれば、そこから自分で事業を興されてとか、また労働者になったりとかあってありますよね？それでも上手くいってるというお考えですか？

安井：一人親方の方のケースについて言えば、原発は労働者性の有無に関わらず全員に対して放射線管理手帳を発給して、指定登録を受けない人間は中に入れないシステムになっていますので一人親方の人も、

川本：原発ですと働いている人だったらいいけど、そうじゃない人も山ほどいるから言ってるんです。

安井：ラジオ・アイソトープは放影協が同じシステムを持っていて、レントゲンの方は「こせんきょう」って言うのがあるんですが、たしかに繋がってない。

川本：厚労省が一番の抵抗勢力だって公明党の加藤修一さんは言ってましたよ。一元管理しようという時に厚労省が「うちが一生懸命やってるんだから」っていうのが一番の抵抗

勢力というような言い方されてましたよ。本来は厚労省が旗を振って全体の事をやったらいんじゃないかと原子力規制委員会は言ってるのにおたくらが「自分のところがちゃんとやってるんだからいらん事言うな」って、抵抗勢力かのような言い方されてましたよ。

安井：私は加藤先生とは何度かやっているんですが、加藤先生が言ってる厚生労働省っていうのはおそらく僕らの部局ではなくて、お医者さんの部局なんですよ。一番補足率が良くなるのはクリニックのお医者さんのレントゲンなんです。そこは医療法で線量限度が決まっているので、それできちっとやるって建前なんです、それがまさに。ちなみにクリニックの先生って労働者じゃないんですけど、そこでおっしゃるような異論があったというのを聞いています。

飯田：一元化の問題は学術会議なんかの提言も含めて、他の国では既にそういう形になっているわけですよ。そこができないはずはないと考えているので、もう1回中身も含めて継続的に検討して頂きたいと思います。最後ですが、さっき長期的な健康管理という事で実際にどのくらいの手帳や登録証が出ているのかっていう話でお答えも頂きました。昨年の末で1万9073通を出していると、273がまだこれから・・・。

宇野：1万9073通は1回お送りできた登録証で、それが戻ってきてしまったものも含まれています。273通については、そもそもどこに送れば良いのかわからないので、それは順次事業者に聞きながらお送りしているという状況です。

飯田：それで手帳が747という事ですよ。一般検診、がん検診とそれぞれカテゴリーが少し違うというところもあるかもしれませんが、でも現在のところ、44人が受診されると。その内のがん検診を受けられた方が7人という事でしたよね。あと、相談機関に訪れた相談は173件という事でした。それなりに緊急作業従事者の健康管理制度に基づいて登録証や手帳が発行されていて、それがまわりはじめているという現状ですよ。これも毎回要請させてもらっているんですが、あくまでもこれは緊急作業従事者を対象としています。もちろん、専門検討会を開いてそういう形として仕組みを作って、データベースを立ち上げてやっているという事ですので、緊急作業が終わったといいますかね、2011年11月15日以降に入場された方は対象になっていないわけですよ。例えば今後、50ミリとか、それほど高線量で被ばく線量が顕著に増えているという傾向は見られないとしても、ある程度の危険水域に達しつつある方もきているという状況の中で言えば、単に2011年の12月の15日までの方たちの健康管理をやっていくだけで良いのかという問題があると思うんです。そのこのところはこの制度をもう少し将来にわたって拡大していくという意味で、その後の新規入場者も含めてしっかりとデータベースに載せていって健康管理をしていくという事が必要なんじゃないかと思うんです。その上で、線量によって50ミリ、100ミリと

いう事で検査の中身も違うわけですけど、東電では希望者にはがん検査も受けられるサービスも提供しているという事もおっしゃっていましたが、それは法令に基づいているものではないので、そこら辺の制限はとっばらって希望者には受けて頂くという形に変えられないのかという事です。このところをどのように議論されているのかという事について再度お答えください。

宇野：現状、この基準で運用しているという理由については先ほど説明したとおりですが、この指針自体が見直されないものではないと思いますので、状況を見ながら検討していく事になると思います。いつ見直しをするとか、いつ検討を開始するとかっていうものは現時点では約束できないです。

飯田：こちらとしては見直してほしいという事を要請しているつもりでいるんです。

宇野：いま現在に関してはこの基準でおこなっていくことが妥当と考えています。

飯田：これ以上は時間の関係でできませんが、皆さんから最後に何かあれば出して頂いて終わっていきたいと思います。

川本：メンタルヘルスの部署だけ確認を。

安井：労働というか、除染業務として請け負って働いている場合は電離則の適用があって事業者には義務がかかります。ボランティアとか住民が自発的に自分の家をやった場合については自分で管理するしかないって事になりますのでボランティアですので、厚生労働省としてはそもそも公衆の被曝限度が1ミリシーベルトを超えないようにしてもらいたいという事で線量が2.5マイクロシーベルトを超えるところでやらないと。それ以下でやる場合でも年間10回くらいまでに留めてくださいとガイドラインでお願いしています。お願いしできないんですが。それを守っていれば1ミリシーベルトを超えないので。

参加者：福島県では県民健康管理調査をやっていますよね。それは計上されていかないんですか？

安井：詳細は把握していないんですが、市町村によってはガラスバッジを配っていますので、それをつけっぱなしであればカウントされると思います。一般住民の被ばくに関する健康問題は環境省になります。もしくは原災本部。

川本：だからここに質問しているのは環境省ではなくて、やっぱり厚労省なんじゃないん

ですか？

安井：申し訳ないですが、我々は割り振りがきた後にやっけていてどういう風にやっけていて、どういう割り振りだったかよく把握していませんので。私の知る限りでは厚生労働省ではないという事で調整がついたと聞いているんですが。

飯田：厚労省の産業保険的に言っても、私たちのメンタルヘルスの問題は厚労省が所管しているわけだから意見は聞きたいと付け加えておいたんですよ。回答する人もいないでスルーされてしまったので。

安井：どういう経緯だったか確認します。

那須：最後の11ですが、これやっぱり労働者が不安になってるんですよ。内部被ばくの線量が2ミリ以下が切り捨てられているという事を不安に思っている人が結構いるんです。1ミリ以上っていうのは公衆の被ばく限度を超えて業務でやっけている部分の被ばくなのであるから、その部分は基本的に記録すべきだと考えるので、いくつから記録するって法的には無いけれど、事業者任せになっているからそうではなくて国の方から公衆レベルの1ミリシーベルトの上限を超えるものについては内部被ばくで出たら記録すると。記録の値にするという方向で検討して頂いて事業者の補償をしてほしいと思います。

参加者：これは決して難しい事ではないと思うんです。国際的に色々な疫学調査がおこなわれているんです。低放射線については。貴重なデータになりますのでよろしくお願ひします。

安井：もともとICRPで1から2の間に事業者を決まっている理由は、そもそも内部被ばく測定というものの制度に限界があるという話なので。日本の場合も、協会が作っているマニュアルの中にありますので、それで決めているという状況があります。その所管がエネ庁なのでそこに全部お願ひしているんですが、エネ庁がそういう対応しているので我々は困っているんですが。

飯田：それはエネ庁の方が改めてうちじゃないという事で文科省の関係だとか言っていましたよ。

那須：エネ庁の今村さんが先ほどうちでは判断できませんと言ってましたので調整をしてください。事故後の調査については各省庁連携してって散々言われているんですからお願ひします。

飯田：今後も引き続きやっていきますのでよろしくお願いします。